

告示

埼玉県告示第百九十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	埼玉県第 二号
肥料の種類	炭酸カルシウム肥料
肥料の名称	炭酸カルシウム肥料
保証成分量（％） その他の規格	アルカリ分 五三・〇
生産業者の氏名又は 名称及び住所	J F E ミネラル株式 会社 東京都港区芝三丁目 八番二号